

労働安全衛生法59条に基づく

新入者安全衛生教育のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

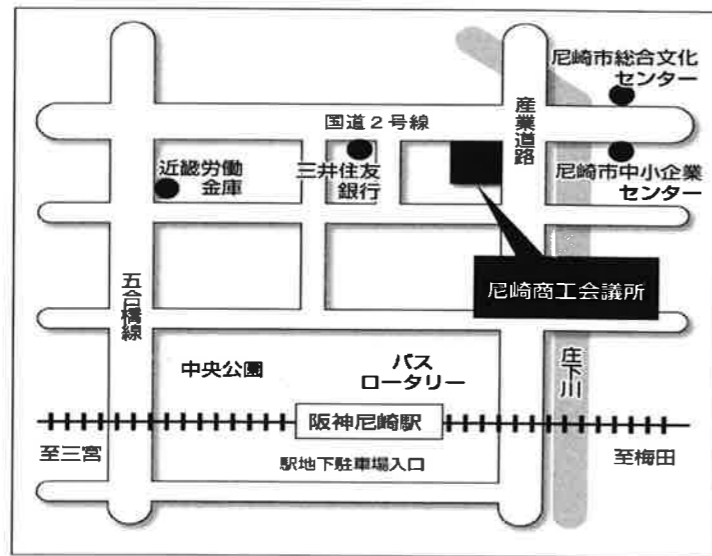
さて、労働安全衛生法第59条第1項により、事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対して安全又は衛生のための教育を行わなければならないと定められています。

新入者が知らなければならない基本事項（心構え、安全衛生のルール、作業服装、保護具の着用、整理・整頓・清掃・清潔、事故・災害、危険予知等）並びに関係法令について学んでいただくための、新入者安全衛生教育を下記内容で開催いたします。

つきましては、新入者自身が安全衛生確保に努め無事故・無災害が図れ、健康で明るい社会人生活を過ごせるために、是非とも受講されることをお勧めいたします。

記

- とき 第一回 令和3年4月8日（木）9：00～17：10
第二回 令和3年4月9日（金）9：00～17：10
※いずれか1日をお選び下さい。
但し、申込み状況によりご希望に沿いかねる場合がありますのでご了承下さい。
- ところ 尼崎商工会議所 7階 701会議室
(尼崎市昭和通3-96 06-6411-8881)



- 受講料 7,480円/名（テキスト・税込）
- 定員 各80名（申込先着順）
- 申込方法 申込書に記入の上、参加料を添えて各協会までお申込ください。
尼崎労働基準協会ホームページから申し込み可能。
- その他 ①教育終了後修了証を授与いたします。
②自動車・単車・自転車での来場は禁止いたします。
③持参品：受講票、筆記用具
④昼食は各自でご準備下さい。

新入者安全衛生教育カリキュラム

日程	時間	科目	講師（敬称略）	
第一回 4月8日(木)	9:00~9:10	開講の挨拶	尼崎労働基準協会	
	9:10~10:30	労働衛生について (健康とは、職業性疾病他)	豊田労働コンサルタント事務所 代表 豊田隆俊	
	10:30~10:40	休憩		
	10:40~12:10	労働衛生について (健康とは、職業性疾病他)		
	12:10~13:00	昼休憩	元三菱電機㈱ 平野通利	
	13:00~14:30	安全について (ルール、服装、4S他)		
	14:30~14:40	休憩		
14:40~16:00	安全について (ルール、服装、4S他)			
第二回 4月9日(金)	16:00~16:10	休憩	中央労働災害防止協会 公認 KYT インストラクター 小田喜章	
	16:10~17:00	危険予知訓練 (危険を予知するとは)		
	17:00~17:10	閉会の挨拶、修了証授与		尼崎労働基準協会

申込先⇒ ○尼崎労働基準協会 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所内 Tel.06-6411-8881
○西宮労働基準協会 西宮市池田町3-12 Tel.0798-33-4939
○伊丹労働基準協会 伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工会議所内 Tel.072-778-6660

キリトリ線

《新入者安全衛生教育申込書》 No. _____

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
事業場	会社名 住所 Tel () -

ご希望の講習日に○をお付け下さい。
講習日： 8日・9日

尼崎労働基準協会
西宮労働基準協会
伊丹労働基準協会

《新入者安全衛生教育受講票》 No. _____

氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
事業場	会社名

受講の証明印

ニ崎労働基準協会
西宮労働基準協会
伊丹労働基準協会